

米沢市官民連携 DX チャレンジプロジェクト業務委託仕様書

本仕様書は、米沢市(以下「市」という。)が実施する「米沢市官民連携 DX チャレンジプロジェクト業務委託」(以下「本業務」という。)について必要な事項を定めるものである。

1 業務委託名

米沢市官民連携 DX チャレンジプロジェクト業務委託

2 業務目的

本市は、米沢市総合計画(よねざわしあわせビジョン 2035)に基づき、「地域の課題解決にデジタルの力を活かし、誰もがデジタルの恩恵を受けられるまち」の実現を目指している。

先駆的にデジタル技術を開発・導入支援するチャレンジ精神の高い事業者からの創意工夫による事業提案を募集し、市と事業者が官民で連携し、デジタル技術によって解決する実証事業を通して「米沢モデル」を確立し、市民サービスの向上、行政の効率化、域内経済の活性化等を図ることを目的とする。

3 履行期間及び履行場所

履行期間:契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

本業務は、デジタル技術による政策課題解決に向けた提案に基づく事業提案に基づく実証事業を実施し、実装に向けてその検証を行うものである。対象は、以下の政策課題を解決するためのプロジェクトとし、詳細は採択された企画提案書に基づき決定する。

(1) プロジェクトの区分

課題解決型:

(2) 解決に取組む政策課題

(3) 業務の遂行

- ① プロジェクトの運営全般
- ② プロジェクトの進捗管理および市(事務局・担当課)との定期的協議
- ③ プロジェクトにかかる費用の負担(市負担分を除く)
- ④ プロジェクトで得られたデータ等の検証、市及び関係機関等への提供
- ⑤ プロジェクトの KPI(重要業績評価指標)の計測と評価
- ⑥ プロジェクト報告等

なお、本業務は、市と事業者の密接な連携により遂行することとし、市の役割は次のとおりとする。

- ① プロジェクト実施フィールドの提供・斡旋

- ② 庁内・地元調整
- ③ プロジェクトに必要な費用負担(提案額以内)
- ④ プロジェクトが事業化した場合の対外的広報
- ⑤ 実証段階の実用化に向けたサポート
- ⑥ その他プロジェクトに必要な調整

5 成果品

業務完了後、以下の成果品を提出すること。

- (1) 実績報告書(A4判):2部(プロジェクトの実施内容、KPI達成状況、課題、今後の展望等を記載)。
- (2) 報告書概要版(パワーポイント形式):2部。
- (3) 電子データ(CD-R等):1式(上記報告書および実施中に得られたデータ一式)。

6 成果品の帰属および財産の所有権

本業務の成果品に係るすべての権利(所有権、著作権等)は、市に帰属する。

本業務の委託料の中で財産(機器等)を取得した場合には、当該財産の所有権は事業終了後に市に移転するものとする。

7 特記事項

- (1) 本業務の受注者は、業務遂行上知り得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。また、契約期間の終了後も同様とする。
- (2) 本業務を効率的に執行するため、対面またはオンラインにて複数回の打ち合わせを行うこと。なお、打ち合わせに係る一切の費用は提案上限額に含むものとする。
- (3) 業務完了後、受注者の責任に帰すべき理由による不良箇所等が発見された場合は、すみやかに必要と認める訂正や補足、その他必要な措置を行うものとし、これに係る費用は受注者の負担とする。
- (4) 本書に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、別途協議するものとする。